

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和8年7月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260731	岩手県交通株式会社 (法人番号 7400001002221) 代表 者本田一彦	岩手県盛岡市盛岡 駅前通3番55号	胆江営業所	岩手県奥州市江刺愛宕 字前広田310	輸送施設の使用停 止(60日車)、文書 警告	道路運送法第27条 第3項	令和8年3月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項)、(2)点呼の記録義務違反【不実記載】(運輸規則第24条第5項)(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	12	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。